

# 無償労働と有償労働の間

『日本労働研究雑誌』編集委員会

本誌は労働問題の専門誌であるが、その場合の労働とは市場において金銭的対価を得る有償労働 (paid work)、なかでも雇用労働を指している。だが、社会には、家事やボランティア活動など金銭的対価をとまなわない無償労働 (unpaid work) もある。

実生活において、「市場」と「それ以外」の線引きはあいまいであり、有償労働と無償労働が混ざり合う「汽水域」が存在する。その混ざり合いに焦点を当て、無償労働と有償労働の関係を問うことによって雇用労働の新たな検討課題が見えてくるのではないだろうか。このような問題意識で本特集を企画した。

家事やボランティア活動を労働＝仕事 (work) とみなす考え方の源流には、金銭的対価をとまなわないが社会や生活にとって必要な営みを評価すべきという問題提起がある。この無償労働について、有償労働と同じく、経済的価値を貨幣に換算して評価しようという試みがある。

橋本論文は、その最新動向を取り上げている。具体的にはSNA (国民経済計算体系) と家計サテライト勘定の関係を中心に、国際的な無償労働の貨幣評価に関する動向と国内の動向を整理し、UNECE (国連欧州経済委員会) による新たな指針との関係で日本における今後の課題を検討している。

国際的な評価方法の確立にともなって、国内の評価方法もこれに合わせていくことが国際比較の上では望ましい。そのような文脈で、例えば、指針の評価対象は「自己使用のためのサービス生産労働」であるため、ボランティア活動が評価対象範囲から外れていることを取り上げ、国内の無償労働の貨幣評価におけるボランティア活動の扱い方について国際的なガイドラインを待つのか、独自の方法を開発していくのかという問題提起を行っている。

ボランティア活動は、家庭の外で行う公益活動の1つであるが、「有償ボランティア」という言葉があるように、この活動は常に無償であるとは限らない。こ

のように、無償であるはずの労働の対価として金銭を受け取るとき、それは有償労働とみなされるべきものだろうか。

皆川論文はボランティア活動や教育目的で行われる研修など、対価を予定しないで行われることのある役務提供を念頭に、それらが無償で可能となる法的な枠組み、または、役務提供が有償のものに修正される法的枠組みについて検討を行っている。

役務提供契約は、雇用・請負の有償契約、委任・準委任の無償契約と整理されるものの、実態として委任・準委任と雇用の区別は相対的であるという。たとえば、研修生やボランティアは、労働法が対象とする労働者とは区別されるが、実際は、労働基準法の定義する労働者概念に適合する働き方をしている場合がある。そのような実態が認められた場合は労働基準法の適用を受け、最低賃金も適用される。役務提供が無給である場合にも労働基準法の労働者の要件をみたまか否かについては議論がありうるが、無給であっても、客観的事情から提供される役務が賃金を対価とする有償のものとして期待される場合には賃金支払に関する黙示の合意があったとみなす解釈が有益という考え方を示している。

家庭の中で行われる無償労働についても、社会保障制度の中で金銭的な対価を支払おうという議論がある。高齢者介護における介護手当は介護保険制度を導入するときに検討された。参照したドイツの介護保険制度では介護サービスを利用する代わりに金銭的な手当を受給することができ、この介護手当から高齢者は家族に介護の謝礼を支払うことができる。

森論文は日本とドイツを比較しながら、この介護手当の社会保障制度上の位置づけを考察している。

日本では、①家族介護の固定化、②家族介護だけでは介護の質を確保できない、③家族介護に頼ってサービスの拡大が十分に図られなくなる、④費用の増大につながるといった懸念から介護手当は導入されなかつ

たが、ドイツではそのような懸念は現実になっていない。そして、ドイツにおいても介護手当のみでは家族介護の「対価」として不十分であるが、家族介護者への社会保障制度の適用および家族介護者への積極的な支援といった補完的な措置を組み合わせることで、家族介護者の地位向上と負担軽減につながり、一定程度まで「対価」として機能するという。

直接的な金銭のやり取りがなくても、生計を同一にする家族の中では、職業という有償労働と家事という無償労働が交換されているという見方もできる。「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業において、夫と妻は職業労働と家事労働の成果を交換することで、夫は家事労働、妻は職業労働をすることなく生活できる。そこでは、家事労働の代わりに職業労働に従事し、職業労働の代わりに家事労働に従事するという、職業労働と家事労働の代替関係を想定することができる。

だが、永井論文は、女性の労働参加と男性の家事参加が進む今日の夫婦において、女性は職業労働を理由に家事労働を免れ、男性は家事労働を理由に職業労働を免れるという代替関係は成立していないことをデータから指摘する。

家事と育児を分けて生活時間を20年前と比較すると、女性の家事時間は減少傾向にあるが、育児時間は増加している。夫の育児時間も増加しているが、それ以上に妻の育児時間が増加しており、子育て世帯においては、家事・育児は女性、仕事は男性に偏った状態で、夫婦とも仕事と育児の二重負担を負っているという。背景には、家事・育児において人のケアや情報を扱う活動が増えていることと、仕事における男性の稼得責任に関する規範の強さがある。そして、仕事時間の大幅な減少がなければ、男女の二重負担解消は難しいと結論づけている。仕事と家庭の両方から充実感を得られるなら、二重役割は幸福な状態であるともいえる。だが、実際は二重負担のストレスを回避するために結婚をしないという選択が未婚率を上昇させている

可能性を指摘している。

無償労働という考え方は、前述のように、金銭的対価をとまわらない労働にも経済的価値があるという問題提起をしてきたが、同時に、有償労働の非経済的価値への関心を惹起する側面もある。たとえば、職業労働は有償労働であるが、金銭的な動機だけで人は働いているわけではない。有償労働であっても、お金は二の次という動機はある。

最後の村山論文は、労働の動機づけにおける金銭的報酬と非金銭的な要因（自尊心、人間関係、仕事への内発的な楽しみ等）の関係を整理し、両者を統合する枠組みとして報酬学習モデルを提示する。

このモデルでは、金銭的報酬であっても非金銭的要因であっても、仕事に伴う主観的な報酬経験を学習することで、労働者は動機づけを高めると考える。そして、内発的動機づけのように、内的な報酬（課題に対する楽しみ等）にもとづいた動機づけは、こうした報酬経験を内的に生成できるため、金銭的報酬や他の非金銭的要因（社会的報酬）に比べて持続性が高いことを指摘する。要するに重要なのは、労働者の内発的動機づけを高めることであり、そこにつながるよう金銭的報酬と非金銭的要因を状況に応じて使い分けることが重要であるという。

本誌が主要テーマとする雇用労働は、はじめに述べたように、一義的には労務提供の対価として金銭的報酬を受け取る有償労働である。だが、その有償労働は様々な無償労働や非金銭的報酬と関係している。その関係が良好でなければ、金銭的報酬が高くても職業生活に物足りなさを感じるかもしれない。労使のトラブルを回避し、家庭生活の満足度を高め、経済社会を暮らしやすいものにするためには無償労働と有償労働が良い混ざり方をしている必要がある。本特集が、働くことで得られる幸せのあり方を改めて考える契機となれば幸いである。

責任編集 池田心豪・金野美奈子・中島ゆり

(解題執筆 池田心豪)